

「長岡京市議会の個人情報の保護に関する条例（案）」  
に対する意見募集の結果について

■ 意見募集期間

令和4年12月1日（木）～12月28日（水）まで

■ 意見提出数

1名（1件）

■ 意見の内容とこれに対する市の考え方

意見の該当箇所	意見の内容	件数	市の考え方
第2条第4項 条例の対象	<p>議員が取得・保有する個人情報の保護がこの条例案では担保されていない。</p> <p>確かに議員の立場は特殊なものであり、職務の範囲は広汎かつ法令上明確でなく、いたずらに議員活動に規制を加えることは好ましくない。</p> <p>一方でSNSでの発信が普及している現状では、議員を完全に条例の責務・罰則の対象外として何らの言及もしないことには疑問を感じる。</p> <p>市議会事務局の職員がいくら法令を遵守したところで、議員が個人情報を自由に公表してしまえば、条例の実効性を確保できないのではないかと懸念される。</p> <p>したがって、罰則はともかく議員に政治活動の自由を侵害しない程度の何らかの責務を条例案に盛り込むべきではないかということを意見として申し上げたい。</p>	1件	<p>ご意見の中にもあるとおり、議員の職務の範囲は、広汎かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を「保有個人情報」として条例による規制の対象とすると、議員活動に対する過度に広範な規制となる恐れがあることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>